解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年九月五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十七日

大分県宇佐市大字下矢部一二八二番地の一

農事組合法人日足産業

代表清算人　幡手　公一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年五月三日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十九年八月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十七日

東京都世田谷区経堂二丁目一番三三号　経堂コルティ二階

医療法人社団順寿堂

清算人　片見　公子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年五月十日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十九年八月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十七日

東京都中央区八重洲一丁目八番六号

医療法人社団至心会

清算人　飯野　久之

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十九年七月二十四日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十七日

福岡県行橋市大字長井五七一番地一

清算法人沓尾・長井土地改良区

清算人代表　丸山　義照

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十九年八月二十三日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十七日

福岡県行橋市大字津留七五一番地

清算法人元永土地改良区

清算人代表　則松　定市

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年九月二十七日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十七日

千葉市美浜区真砂二丁目一四番

管理組合法人若潮ハイツ第一

清算人　花澤誠一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年九月二十七日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十七日

千葉市美浜区真砂二丁目一四番

管理組合法人若潮ハイツ9号棟

清算人　満園　恵

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年九月二十七日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十七日

千葉市中央区問屋町一番五五号

管理組合法人若潮ハイツ・シーオー

清算人　二宮　正

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年八月二日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十七日

福井県今立郡池田町大本第五四号二番地の一

部子川漁業生産組合

清算人　中村　勝志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年八月二十二日、責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載第一回掲載（平成二十九年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十七日

滋賀県草津市駒井沢町一番地　戒定院

清算人　円城　得雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年五月三十一日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十九年七月三十一日京都府知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十七日

京都市上京区大宮通寺之内上る三丁目東入新ン町五九九番地一　学校法人安居院学園

代表清算人　野田　明成

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年三月三十日長崎市長の認可を受けて理事の三分の二以上の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十七日

長崎市深堀町三丁目六八番地

社会福祉法人真心会

清算人　大串　嗜乗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東置賜郡川西町大字西大塚二三二五番地四、最後の住所山形県南陽市宮内三一九六番地の一　さくらんぼの丘南陽

被相続人　亡　高野登栄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十七日

山形県東置賜郡高畠町大字相森八一番地八

相続財産管理人　司法書士　髙橋　秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市十文字町一三六番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　橋爪　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十七日

群馬県高崎市八千代町一丁目一九番五号

田中善信法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　仁美

第60期決算公告

平成29年9月27日　群馬県伊勢崎市日乃出町712番地9

東洋金属株式会社

代表取締役社長　住田　一也

貸借対照表の要旨　（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,616,408	流動負債	1,502,064
固定資産	231,664	固定負債	36,361
		（退職給付引当金）	(12,281)
		（役員退職引当金）	(9,026)
		株主資本	307,840
		資本金	10,000
		利益剰余金	297,840
		利益準備金	778
		その他利益剰余金	297,062
		（うち当期純利益）	(37,494)
		評価・換算差額等	1,806
		その他有価証券評価差額金	1,806
資産合計	1,848,072	負債・純資産合計	1,848,072